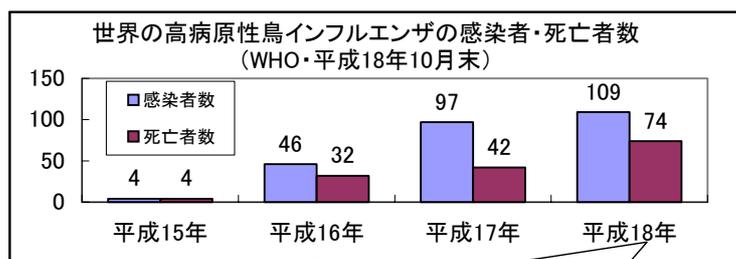


# 第7 多様化する健康危機から都民を守ります

【健康安全分野】

## (多様化する健康危機への対応)

- 医薬品、毒物・劇物、飲料水等に起因する健康被害や、食中毒、感染症などの原因により生命と健康の安全を脅かす事態を「健康危機」といい、こうした被害の発生予防・拡大防止・治療等に努めることを「健康危機管理」といいます。
- 科学技術の進歩や自然開発等により、新たに生まれた危険物質やこれまで潜んでいたウイルス等と人間とが会う可能性が増えています。また、自然界での突然変異によっても、未知のウイルス等が発生します。交通機関の発達や国際的な人的・物的交流の増大した現代においては、その危険が広域化し、国境を越えて、瞬く間に拡散する危険があります。
- 例えば、近年海外で感染が拡大している高病原性鳥インフルエンザが、人から人へと感染する新型インフルエンザに変異した場合、人類は抵抗力（免疫）のない状態で新しいウイルスと直面することになるため、世界規模での大流行（パンデミック）が起こることが危ぐされています。



新型インフルエンザ出現の可能性はかつてないほど高まっている(WHO見解)

高病原性鳥インフルエンザが新型インフルエンザに変異した場合

人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することになる

都市化の進行

人口密度の増加

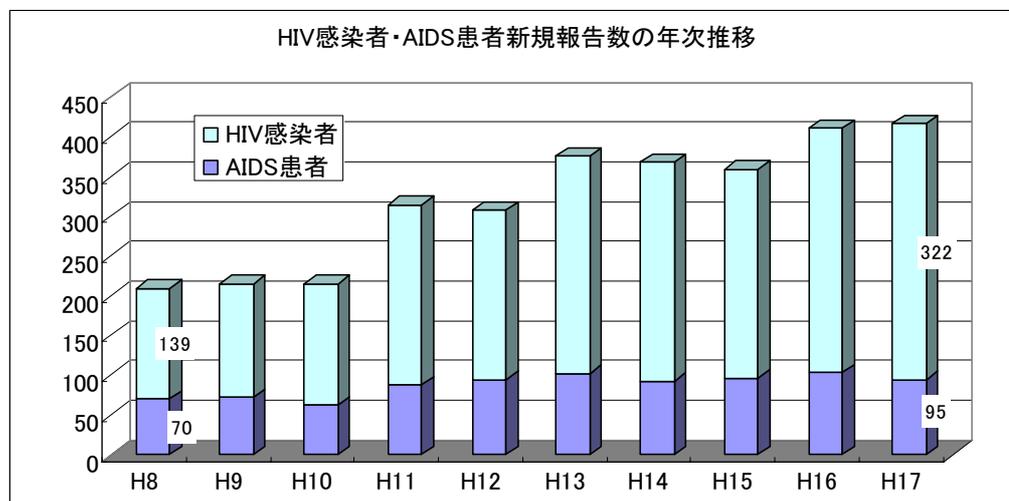
国際交流の増大  
(輸送・交通網の発達)

世界的に急速に拡大・被害甚大

都内被害予測(\*)  
患者数 378万5千人  
死者数 1万4千人

(\*東京都新型インフルエンザ対策行動計画における流行予測)

- また、数年前までは「死に至る病」として社会問題となっていたエイズも、早期に発見できれば服薬治療で発症を抑制することが可能となってきています。しかしその反面、社会的な危機意識が次第に薄れつつあり、毎年、感染者・患者数が増え続けています。



- さらに、今や国民病とも言われるほど、多くの方が悩まされている花粉症をはじめとするアレルギー性疾患も、多くの原因が複雑にからみあって起こるとされており、都市化に伴う様々な生活環境の変化が患者の増加の原因のひとつと考えられています。
- 多くの人や物が複雑に関連して成り立っている今日の社会では、こうした健康リスク（健康被害発生の危険性）を完全になくすことは不可能であり、人や物が集積する東京では、健康リスクが特に顕著に現れる傾向にあります。
- 行政のみならず、企業や都民一人ひとりが、「健康リスクは必ず存在する」ことを認識し、それを所与とした上で適切な対策を講じることにより、「危険性を可能な限り小さくする」ことが重要です。

### （中期的な取組の方向）

- 健康危機が多様化する中、都民の安全を確保することは、豊かな地域生活、そして「安心」の基盤であり、何をおいても取り組むべき、行政に課せられた重要な責務です。
- そのため、「日々の安全確保」と「新たな健康危機等への備え」の両面から、施策に取り組めます。

## 【1】日々の安全確保

- 都民の日常生活を支える食品・医薬品・生活環境・飲用水等の安全確保と感染症のまん延防止のため、監視指導、検査など、日々の安全確保対策を確実に実施していきます。

### これまでの取組

#### 効果的な食品衛生監視指導の実施

食品衛生法に基づき、監視指導の実施に関する基本的方向や重点的監視指導項目などを定める「東京都食品衛生監視指導計画」を、平成16年度から毎年度作成し、都の実情を踏まえた効果的な監視指導を行っています。

- 平成17年度計画の実施結果のポイント
  - ① 社会福祉施設等延べ4, 273施設に対し、重点的監視指導を実施
  - ② 都区合同で、大規模な食中毒の発生を想定した健康危機管理訓練を実施し、保育園や小学校等40施設が参加
  - ③ 食品の適正表示推進者育成講習会を3回開催、643名参加

#### 都内の病院に対する総合薬事指導の実施

病院での医薬品や医療機器等の安全管理や適正使用等の推進を目的として、薬事法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法等に個別に規定されている病院への立入検査を総合的に実施しています。法定事項を上回る、より望ましい管理等の実施に向けて指導や技術的助言を行うことで、病院の自主管理の推進を図っており、平成16・17年度で延べ579箇所立入検査を実施しました。

- 海外で感染した狂犬病患者が、昨年36年ぶりに国内で発生したことを受け、狂犬病などの重篤な動物由来感染症の発生に備え、庁内に連絡調整会議を昨年末に設置しました。今後、罹患動物の迅速な隔離の実施や、感染症指定医療機関へのワクチンの供給など、初期の封じ込め対策を推進していきます。
- 症例報告が増加しているレジオネラ症の予防には、浴槽の清掃など日常の衛生管理が重要です。このため、都民が利用する社会福祉施設や公衆浴場等における設備の維持管理指導をより一層重点的に進めていきます。
- エイズの感染リスクの高い若者層が、エイズを「自分のこと」として捉え、適切な感染予防行動を取るよう促すためには、同世代の者同士が伝え、語り合う自発的な学習の場を設けることが効果的です。都としてもこうした場を活用した啓発の取組を進めています。

## これまでの取組

### 啓発拠点「ふぉー・てぃー」の試行と「ピア・エデュケーション」の実施

～エイズの感染リスクの高い若者層への予防啓発のために  
自主参加型の普及啓発活動を強化～

- 啓発拠点「ふぉー・てぃー」を設置（平成18年6～8月）
- 「ピア・エデュケーション」の実施（これまでに約1万人が参加）

- 各保健所等では、世代の近い若者同士がエイズに対する理解を深め合う「ピア・エデュケーション」を、大学生や高校生などを対象に実施しています。
- 平成18年6～8月に試行したエイズ啓発拠点「ふぉー・てぃー」(\*)は、地元の商店会やNPOの協力のもと、勉強会やイベントなど様々な形で、若者の自主的参加を促す予防啓発活動を積極的に実施しました。その結果、若者の間で、エイズについて主体的に考え、学び交流する場として認知され、若者同士の口コミによる情報共有と自発的な予防啓発の取組を促進する成果を上げました。

\*「ふぉー・てぃー」とは…東京都(Tokyo)の10代(Teen)からの若者のために(For)エイズ等の予防に取り組もうという意味があります。また、4つの(Four)のT…東京都(Tokyo)、豊島区(Toshima)、10代(Teen)、一緒に(Together)という意味もあります。

#### 【啓発拠点「ふぉー・てぃー」の外観と勉強会の実施風景】



【大学でのピア・エデュケーション】



【専門学校でのピア・エデュケーション】



- こうした取組のほか、都民一人ひとりが、感染症や食品・医薬品等について正しい知識をもち、日常生活において適切に行動できるよう、健康危機に関する知識の普及啓発の強化や、食品表示の適正化など情報提供の充実に努めていきます。

	日々の安全確保	健康危機の例
感染症	エイズ等の予防対策 動物由来感染症対策 結核対策、感染症サーベイランス	・ 新型インフルエンザ ・ SARS ・ エイズ
医薬品	薬物乱用防止対策、薬事関係免許 医薬品等の許認可・監視指導 医薬品広告の適正化	・ 違法ドラッグ問題 ・ 健康食品の薬事法違反 問題
食品	食品などの監視・検査 飲食店等の許認可・監視指導 食中毒対策、食品表示の適正化	・ BSE対策 ・ ノロウィルス等食中毒 ・ 残留農薬問題
環境	環境に係る健康影響対策 生活衛生対策、動物愛護管理 建築物・水道事業の監視指導	・ アレルギー疾患 ・ アスベスト問題 ・ レジオネラ症

## 【2】新たな健康危機等への備え

- 新型インフルエンザをはじめとする新たな感染症の発生等に備え、「東京都 新型インフルエンザ対策行動計画」（平成17年12月策定）をはじめ、各種計画やマニュアル等を策定し、緊急時における都独自の医療提供体制の整備に取り組んでいきます。
- また、広域的な健康危機の発生等に備え、都・区市町村はもとより、八都府市などの近隣自治体、国、さらには地球規模での対応を視野に入れた情報ネットワークの構築を推進し、迅速な情報の共有化を図り、適切な初動体制の確保を図っていきます。

### これまでの取組

#### 健康安全研究センターに「疫学情報室」を設置（平成18年4月）

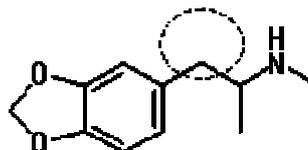
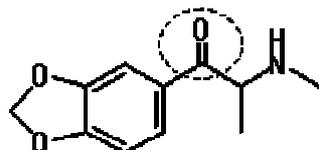
新たに都が独自に構築した感染症ネットワークシステムをはじめとして、国内外からの多様な健康危機に関する情報を迅速に収集・解析し、都民や医療機関等に提供するため、新たにネットワーク機能・体制を強化しました。

- 近年、巧みに法規制を逃れる有害薬物、いわゆる「脱法ドラッグ」が次々と出回り、若年層を中心に乱用の拡大や健康被害の発生が懸念されています。これらの有害薬物のまん延を防ぐため、都は平成 17 年 3 月、国に先駆けて独自に「東京都薬物の濫用防止に関する条例」を制定し、「知事指定薬物」を指定して、製造・販売・使用禁止などの規制を行っています。

**知事指定薬物の例（平成 18 年 9 月施行分より）**

知事指定薬物”Methylone”

麻薬”MDMA”



（↑で囲んだ部分の組成が異なるため、麻薬として法に基づく規制ができない）

- 都がこうした独自の取組を進める中、国においても平成 18 年 6 月に薬事法が改正され、違法ドラッグ（脱法ドラッグと同義。厚生大臣が指定する指定薬物）の製造、輸入、販売等の禁止が法に盛り込まれました。（平成 19 年 4 月施行）
- さらに、これらの対策に加えて、新たな健康危機の脅威に対して迅速・的確に対応し、都民の生命と健康を守るため、健康危機に関する情報収集・解析などを一元的に行う機能と設備を持つ拠点を整備し、健康危機管理体制を充実強化していきます。

**（平成 19 年度の重点プロジェクト）**

- こうした方向性を踏まえ、以下の重点プロジェクトに取り組んでいきます。

- 1 **健康危機の脅威から都民を守る体制を整備します**
- 2 **新たな感染症の脅威から都民を守ります**
- 3 **感染拡大が続く「エイズ」から都民を守ります**
- 4 **「アレルギー」による健康被害から都民を守ります**

# 1 健康危機の脅威から都民を守る体制を整備します

## ～ 健康危機管理センター（仮称）の整備 ～

### 基本的な考え方

#### （新興・再興感染症の脅威）

- 新型インフルエンザへの変異が危ぐされている高病原性鳥インフルエンザは、東アジアから南アジア、欧州、中東、アフリカにまで拡大し、鳥から人への感染が増え続けています。
- また、昨年末はノロウイルスが全国的にまん延し、都内でも過去最多の感染者数が記録されました。さらに、国内では昨年 36 年ぶりに海外で感染した狂犬病の患者が死亡するという事件が 2 件連続して発生し、動物由来感染症の脅威も高まっています。

#### （都民への情報発信を強化する）

- そのため、平成 18 年 4 月に、健康安全研究センターに疫学情報室を設置し、世界保健機関や諸外国の研究機関からの新型インフルエンザなどの感染症情報をはじめ、国の内外の医療機関からの患者情報を幅広く収集し、分析、評価するとともに、感染防止対策の徹底を図るため、都民への情報発信に努めており、今後ともこの取組を強化していきます。

#### （大都市を取り巻く様々な健康危機）

- 感染症の脅威だけではなく、違法(脱法)ドラッグのまん延や食中毒の多発など、人や物が集積する東京では、都民は様々な健康危機にさらされています。

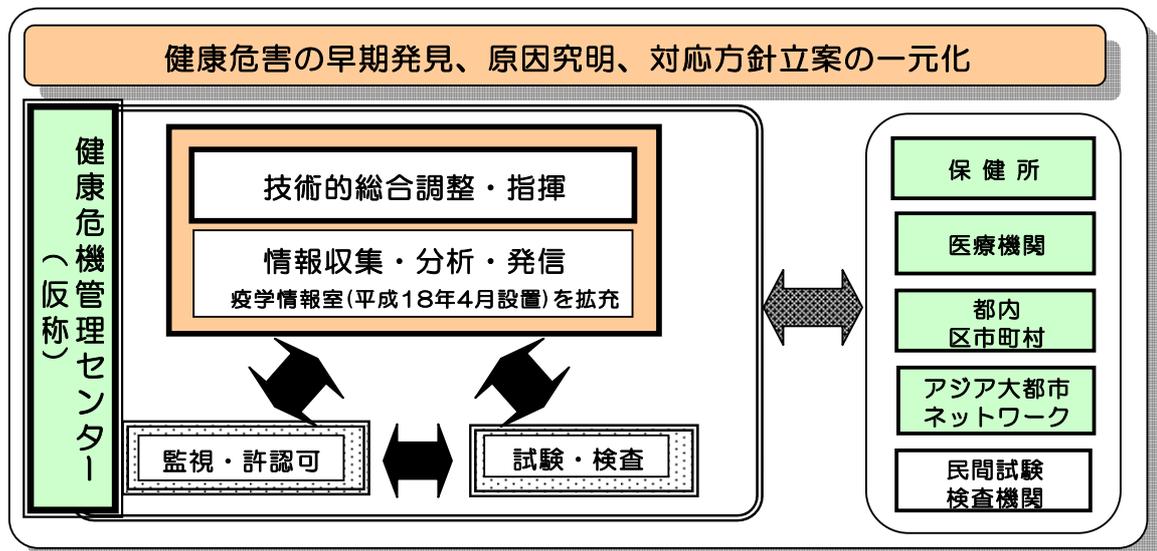
#### （健康危機管理体制をさらに強化する）

- また、新型インフルエンザや SARS などの新興感染症の脅威や青少年を中心とした違法(脱法)ドラッグの乱用、食の安全の危機など、様々な健康危機から都民の生命を守るため、現行の健康安全研究センターの体制を見直し、健康危機管理センター（仮称）を整備します。

## 主な事業展開

### （健康危害の早期発見、原因究明、対応方針立案の一元化）

- 健康危機管理センター（仮称）では、公衆衛生面での技術的な総合調整、指揮を行う部門を新たに設け、早期発見（監視業務）、原因究明（試験・検査業務）との連携を図るとともに、保健所や医療機関、区市町村や他県との連絡調整を行うなど、専門的対応力の強化を図ります。
- 疫学情報室の体制を拡充し、感染症発生動向等、国内外の健康危機情報を迅速に収集、分析し、関係機関等へ情報提供するとともに、都民が危機発生時に正しく行動できるよう分かりやすい情報発信にも努めます。



### （健康危機発生に機能する施設等の整備）

- 危険度の高い感染症や動物由来感染症の発生に備えた施設を整備するとともに、24時間検査体制を整備し、健康危機管理拠点としての機能を強化します（平成19年度基本設計、平成24年度竣工目途）。

### （平常時からの健康危機対応力の向上）

- 試験・検査部門においては、現在の試験・検査業務を見直し、より高度専門的な検査に重点化するほか、新たな検査手法の開発など、健康危機への対応を重視した体制を構築します。
- また、感染症や食中毒の予防策などについて、都民向けのセミナー等を行い、都民一人ひとりの健康危機対応力の向上を図ります。

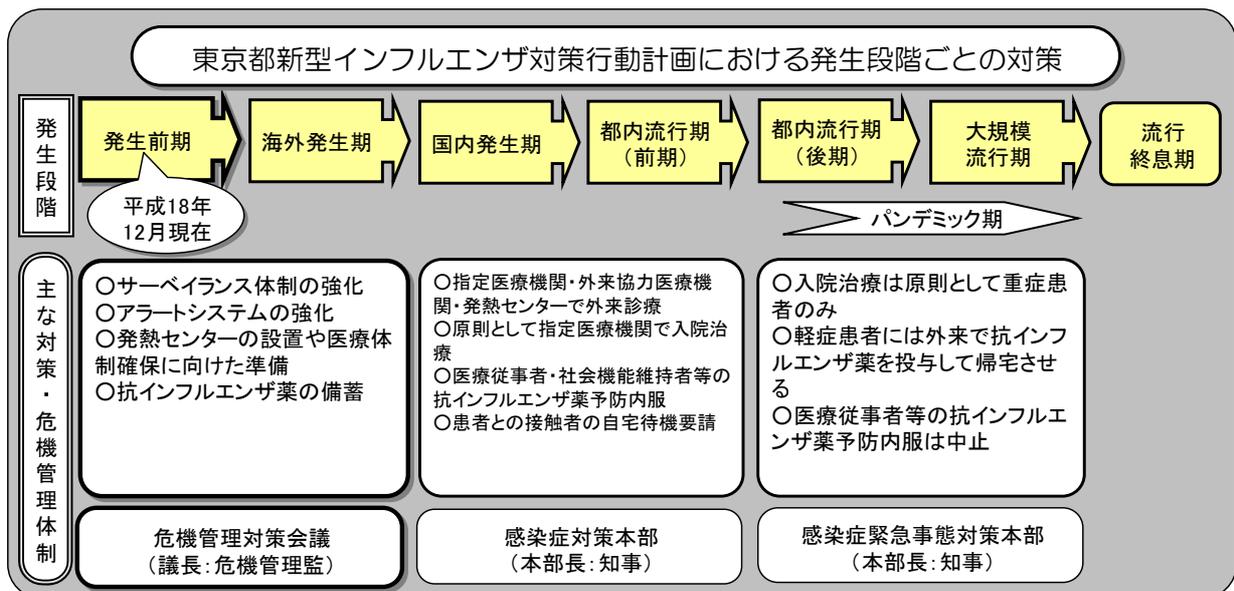
## 2 新たな感染症の脅威から都民を守ります

～ 新型インフルエンザ等への対策の推進 ～

### 基本的な考え方

（新型インフルエンザの拡大防止に向けた準備に着実に取り組む）

- 海外では、様々な感染症が発生しています。特に、高病原性鳥インフルエンザは、東南アジアを中心に伝播拡大しており、人から人へと感染する新型のインフルエンザに変異する危険性が高まっています。
- 都は、新型インフルエンザの脅威から都民の生命と健康を守るため、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、発生段階に応じて都が実施すべき具体的対策を取りまとめました。



- 平成18年12月現在、都の行動計画における発生段階は「発生前期」にあり、この段階の主な対策としてのサーベイランス（感染症の発生動向を常時監視・把握する仕組み）体制の強化や、感染拡大に備えた医療体制の確保、抗インフルエンザウイルス薬等の医療に必要な物資の確保などに着実に取り組んでいます。

## これまでの取組

### アジア大都市と連携した感染症対策ネットワークの構築

- アジアにおける新興・再興感染症(\*)の発生・拡大防止のため、「アジア大都市感染症対策プロジェクト会議」への参加や、「感染症情報ネットワークシステム」の構築（平成18年1月）により、感染症に関する情報交換・意見交換を行い、情報の共有化を推進しています。

(\*) 前者は、それまで知られていなかった病原体による感染症。後者は、すでに知られた感染症で、制圧できたと考えられていたが、再び流行し始めたもの)

### 抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」の確保

- ・ 平成17年度…2万人分を独自に緊急備蓄
- ・ 平成18年度…100万8千人分を備蓄(1年前倒しで都割当量を確保)

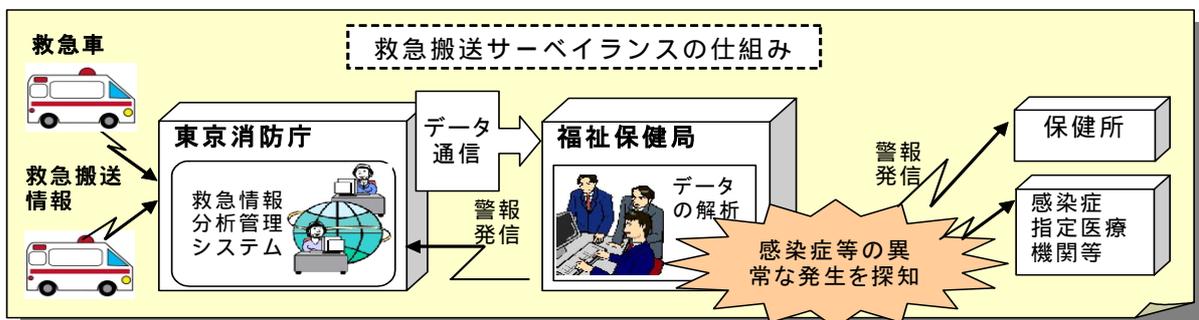
### 早期把握体制及び発生時初動体制の整備

- 発生状況の早期把握のための「東京感染症アラート」の構築や、都庁内の関係16局が参加し大規模な新型インフルエンザ対策訓練を実施しました(18年度)。

## 主な事業展開

### 救急搬送サーベイランスの実施【新規】

- ・ 東京消防庁の救急情報分析管理システムと福祉保健局(健康安全研究センター)とを専用回線で結び、救急搬送時における患者の症状等の情報を専門スタッフが迅速に収集・解析することにより、感染症等の異常な発生をいち早く探知し、保健所等関係機関に警報等を発信します。
- ・ さらに、この警報等を受信した保健所等が迅速に感染症法等に基づく調査等を実施する体制を構築することにより、都民への被害を最小限に食い止めます(平成19年度はモデル地区2か所で実施、順次拡大し21年度から全都展開予定)。



### 抗インフルエンザウイルス薬「リレンザ」の備蓄【新規】

- ・ 新型インフルエンザウイルスが「タミフル」に耐性(薬剤に対する抵抗力)を獲得している場合にも備え、「リレンザ」も独自に2万人分(\*)備蓄します。

\* 感染リスクの高い、医療従事者等の感染防御・予防内服用として想定

### 3 感染拡大が続く「エイズ」から都民を守ります

～ 予防・相談に加えて感染者等を地域で支える取組を展開 ～

#### 基本的な考え方

(予防啓発及び、感染者・患者のライフスタイルを見据えた対策を推進します)

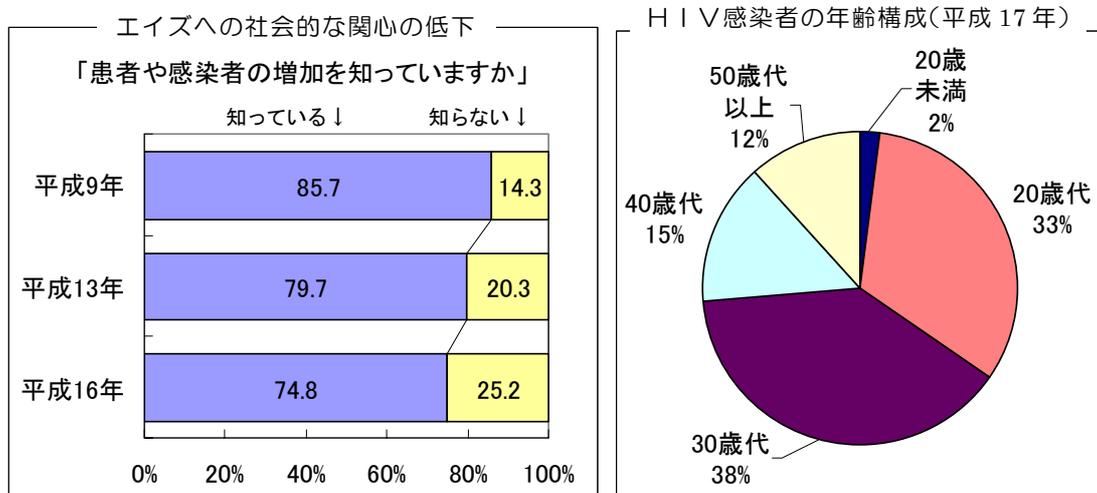
○ HIV感染者・エイズ患者は増加し続けており、都内で平成17年に新規に報告された感染者・患者の合計件数は、過去最多の417件となりました。

○ エイズは、主として性的接触により感染しますが、適切な予防行動さえ取れば、感染を防ぐことができます。また、感染しても早期に発見できれば、服薬治療によって発症を抑制することが可能になってきています。

#### エイズの治療法について

○ エイズを完全に治す薬はまだ開発されていませんが、ウイルスの増殖を抑える抗HIV薬が次々に開発され、感染初期から複数の薬剤を組み合わせることで、発症を遅らせることができるようになりました。

○ しかし、その反面、社会的な危機意識は次第に薄れつつあり、予防に対する意識も低下し、特に今後社会を担う20代・30代の若い世代を中心に、感染者・患者が増え続けています。主に若い世代を対象に、効果的な普及啓発を実施することが必要です。さらに、早期発見・早期治療体制の充実とともに、長期間、治療・療養を続けることとなる感染者・患者の支援も含めた総合的な対策が必要です。



## 主な事業展開

### 総合的エイズ対策の推進

- ・ 予防啓発と検査相談体制を充実・強化する一方、治療や療養を続けていく感染者・患者を支える仕組みの構築を図り、感染者・患者のライフサイクル全体を見据えた、総合的なエイズ対策を推進していきます。

#### [エイズ啓発拠点事業の充実・強化]【新規】

- ・ 繁華街に集まる若者をターゲットに、平成 18 年夏期に試行したエイズ啓発拠点（ふぉー・てぃー）事業を通年で実施するとともに、繁華街での広報活動により情報発信を強化するなど、さらに効果的な予防啓発を図ります。

#### [多摩地域の検査・相談体制の充実]

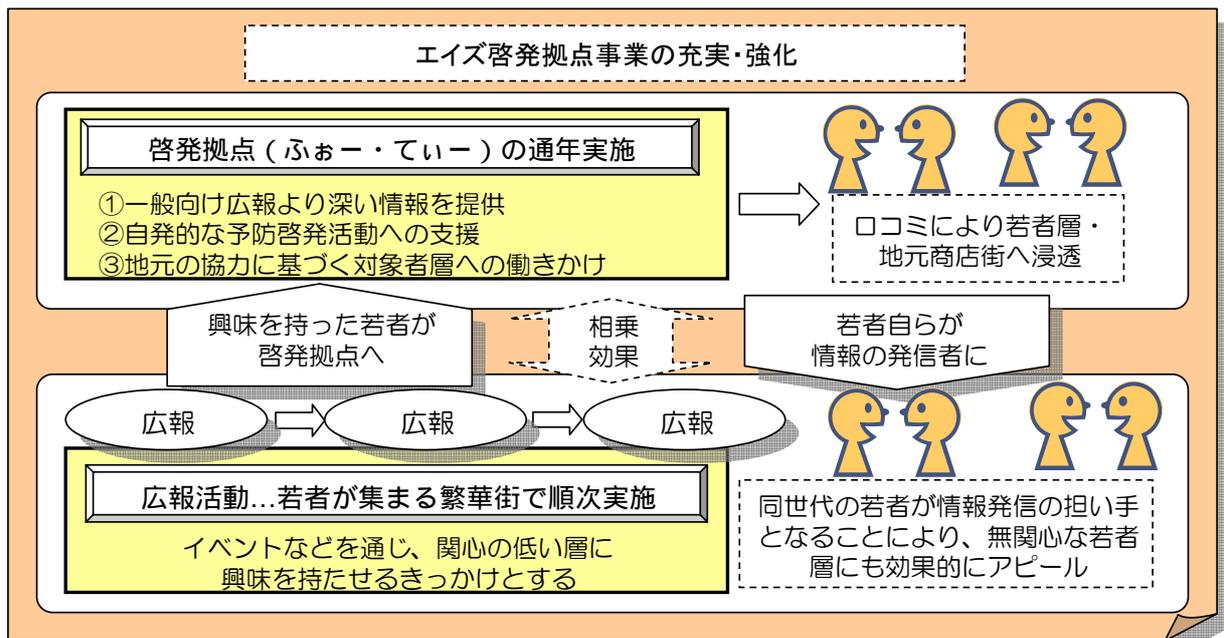
- ・ 感染者の早期発見・早期治療に結びつくよう、多摩地域の検査・相談体制の充実を図り、現在、多摩地域で月2回土曜日に実施している HIV 即日検査を、毎週実施に拡大します。

#### [エイズ診療ネットワーク整備事業]【新規】

- ・ 地域の医療機関から協力診療所を指定し、エイズ拠点病院と協力診療所との間の調整機関を設置することにより、HIV 感染者等が、就労しながら又は身近な地域で医療を受けられる体制の整備を図ります。

#### [エイズ療養支援特別促進事業]【新規】

- ・ 保健・医療・福祉のネットワークによる支援手法を構築し、エイズ患者等の地域での療養を総合的に支えていきます。



## 4 「アレルギー」による健康被害から都民を守ります

～ 花粉症と食物アレルギー対策を重点的に推進 ～

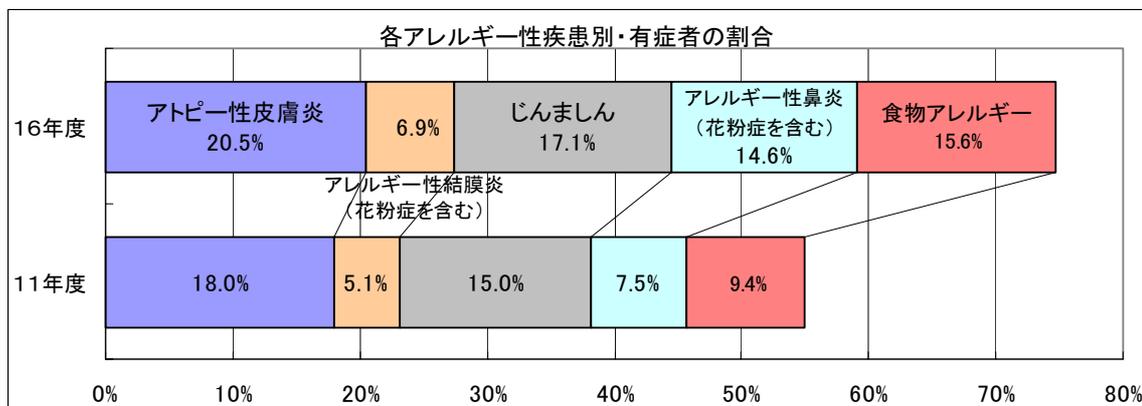
### 基本的な考え方

#### (アレルギー性疾患の状況)

- 近年、アレルギー性疾患の患者が増加しており、社会的にも大きな問題になっています。特に乳幼児期は、発症が始まる重要な時期であるため、都では、「アレルギー性疾患に関する3歳児全都調査」を実施しました。
- 平成16年度の調査結果によると、11年度に比べ、何らかのアレルギー症状のある者の割合が増加しており、中でも、花粉症を含むアレルギー性鼻炎と食物アレルギーが大幅に増えています。

#### 【アレルギー性疾患の罹患状況】

	平成11年度	平成16年度
何らかのアレルギー性疾患の症状あり	41.9%	51.5%



#### (花粉症対策を着実に実施する)

- 花粉症を予防・軽減するため、花粉曝露予防や根本的治療方法の開発・普及など、花粉症の予防・治療対策を、引き続き総合的に推進していきます。

#### (食物アレルギーの新たな対策を実施する)

- 平成16年度の調査結果によると、食物アレルギーの症状を起こしたことのある人のうち、8割以上が現在又は過去に食事制限・除去を行ったことがあるものの、その中で診断を受けていない人が4割弱となっており、自己判断に基づく食事制限・除去による発達期の栄養不足や成長発達への影響が懸念されています。

- 食物アレルギーによって、まれに血圧低下や意識障害など急激な症状悪化（アナフィラキシーショック）を起こすことがあります。  
緊急用の自己注射器も処方されるようになったものの、学校等の職員が医療行為を行うことは認められていません。また、学校給食や外食産業においては、食物アレルギーに対する理解や対応状況にはばらつきがあります。
- こうしたことから、食物アレルギーに対して、日常生活の様々な場面での確に対応していくための対策を重点的に実施していきます。

## 主な事業展開

### （総合的花粉症対策の推進）

#### 花粉自動測定・予報システムの構築

- ・ 都民の花粉曝露予防行動への支援により、新規発症予防と症状軽減を図るため、花粉予報システムを構築・運用していきます。

#### 花粉症の根本的治療方法の開発・普及の促進

- ・ 花粉症患者が利用しやすい根本的な治療方法の開発と普及を促進していきます。

### （食物アレルギー対策の推進）

#### 適切な診断の促進

- ・ 自己判断による食物除去をなくし、適切な判断に基づく除去を促進するため、医師に対する診療ガイドラインの普及や、より専門的な検査等が可能な医療機関の調査を行うとともに、保護者に対しては、適切な診断を受けるため、医療機関への受診を働きかけていきます。

#### 児童施設・学校への普及啓発等

- ・ 食物アレルギーの日常管理について、保育所や学校等の関係者に正しい知識の普及を図るとともに、緊急時（アナフィラキシーショック）に的確に対処するための仕組みづくりを進めます。

#### 選択可能な食事の拡大

- ・ 食物アレルギーがあっても、安心・安全な食事が選択できるように、家庭向けのアレルギー対応メニューの普及を促進します。併せて外食産業・惣菜店に対する普及方法を検討していきます。